

令和8年度(2026年度) 事業計画書



社会福祉法人
練馬区社会福祉事業団
Nerima Social Welfare Foundation

❖ 経営理念 ❖

練馬区社会福祉事業団は、人権尊重を理念とし、地域で最も信頼され、
喜ばれるサービスの提供を、効率的でバランスのとれた
経営をもって行い、区民福祉の向上を図ります。



❖ 介護サービス理念 ❖

「ありのままのあなたを大切にします」



あなたの声に耳を傾け、あなたらしく暮らすお手伝いをさせていただきます。
「今日も楽しく、いい一日だった」と思っていただけのような介護をします。
私たちは、介護の専門職として自己研鑽し、お客様に安心・安全な介護を提供します。

目 次

第 1 章	令和8年度部門別事業計画	1
1	法人本部	2
2	特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム	3
3	デイサービスセンター	4
4	訪問介護事業所	5
5	居宅介護支援事業所	6
6	地域包括支援センター・生活支援員センター	7
7	はつらつセンター・敬老館・区民ホール	8
8	練馬福祉人材育成・研修センター	9
第 2 章	令和8年度取組事業	11
区分1	人権尊重への取組	13
区分2	サービス品質向上への取組	15
区分3	地域との連携および地域貢献への取組	18
区分4	効率的な経営と事業基盤の安定化への取組	19
区分5	人材確保および育成への取組	22
区分6	事業領域の充実および拡大への取組	25
資料編		26
(1)	組織図	27
(2)	法人設立の趣旨・沿革	28
(3)	本部・施設概要	30

第 1 章 令和8年度部門別事業計画

法人本部

法人本部は総務課(本部事務局)、経営改革担当課、人事制度改革担当課、サービス向上担当課の4つの課で構成されています。総務課は庶務、会計、人事、企画・ITの4つのセクションからなり、法人組織の基盤部分を担っています。両改革担当課は法人の各種課題の解決に向けた検討を担当し、サービス向上担当課は全事業におけるサービス向上、苦情解決、法人人材の育成等を担当しています。4つの課が連携し、法人組織の運営を支えます。



法人本部の令和8年度

令和8年度は第4期中期計画が開始となる年度です。策定に当たり、私たちは以下の4点を計画の柱としました。

- 施設設備の刷新による業務の効率化とサービスの質向上の両立
- 地域共生社会の実現と地域における公益的な取組の拡充
- 事業領域の維持・拡大に向けた検討
- 多様な主体が活躍できる働きやすい組織づくり

特別養護老人ホームのリニューアルや区立施設の廃止など、第3期に引き続き変革の時期が続いています。法人本部が各部門と連携し、安定した経営の実現に向け取り組みます。

1. 各部門との連携、各部門への支援を強化します。(法人本部全体)
 - 第4期中期計画中の各重点課題の取組を支援します。
 - 多様な職員が活躍できる働きやすい組織づくりに向け、学卒3年目職員等に加え、新たに外国籍職員のフォローアップ訪問を開始します。昨年度スタートした中途採用職員のフォローアップ研修も継続します。
2. 職員が安心して働き続けられる組織づくりに取り組みます。(総務課)
 - 施設の改築や廃止、新設などにより事業数変動中でも安心して働き続けられるよう、組織体制の見直しを開始します。
 - ICT機器の導入による効率化等を踏まえ、各事業における必要な職員数を算出のもと健全な職場環境の維持に取り組みます。
3. 事業領域の維持と拡大に向けて取り組みます。(経営改革担当課)
 - 受託継続に向け、はつらつセンター、敬老館、地域包括支援センターのプロポーザルを支援します。
 - 事業拡大と新規委託事業の受託に向けた検討を開始します。
4. 中途採用の充実に向けて取り組みます。(人事制度改革担当課)
 - 多様な職員が活躍できる組織作りに向け、採用活動の充実化に取り組みます。
5. 第4期中期計画に沿ったサービスの向上に取り組めます。(サービス向上担当課)
 - 第Ⅲ期の「事業団における認知症施策の取り組み＝グランドデザイン」やリニューアル後の4特養のサービス点検の現場実践の進捗管理を行い、推進します。
 - 昨年度実施したカスタマーハラスメントに関する職員調査での課題解決に取り組み、職員が安心して働ける職場づくりを支援します。

特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム

特別養護老人ホームは、旧練馬区立で民営化された関町、富士見台、大泉、田柄に加え、当法人が開設した上石神井の計5施設を運営しています。

軽費老人ホームは、当法人で開設した都市型軽費老人ホーム「橋戸の丘」を運営しています。



特別養護老人ホーム・軽費老人ホームの令和8年度

大泉特養では、先進的な介護機器を活用した新たな運営体制のもと、質の高いサービス提供と職員の業務負担軽減を両立し、法人内のモデル施設を目指します。また、関町特養については改築工事の適切な進行管理を行い、安定的な運営基盤の整備を進めます。

橋戸の丘では、地域社会との連携を重視し、施設内外の交流を通じてお客様一人ひとりの心身の健康維持・向上を図ります。

1. お客様一人ひとりの生活を大切にしたサービスに取り組めます。

- 生産性向上と多職種連携の強化を図り、その人らしい生活を継続できる個別ケアを安定的に実践します。
- 多職種や医療機関との連携体制を強化し、安心と尊厳を大切に認知症ケアや看取りケアに取り組めます。
- 第三者の専門家によるサービス点検を活用し、客観的な検証と継続的な改善を通じて、サービスの質の向上を図ります。

2. 地域福祉の拠点として、地域共生社会の実現と安全な施設運営を目指します。

- 高齢・保育・障害の各種事業者との連携を密に行い、地域住民が抱える複雑化・複合化した福祉の課題に対応し、専門職員による「福祉啓発活動」の充実に取り組めます。
- 安全な施設運営の継続に向けて業務継続計画（BCP）を見直すとともに、災害時の対応や感染症の予防対策について実態に即した訓練や研修を行います。
- 地域共生社会の実現に向けて、法人内で実施している「共生型サービス」の継続と事業の啓発に取り組めます。

3. 事業基盤の安定化と業務の効率化に取り組めます。

- ICT機器や介護機器のさらなる活用により業務手順の再構築を進め、業務の標準化と生産性の向上を図ります。
- 外部委託業務については、経済環境や取引条件の変化を踏まえて定期的に検証を行い、支出の適正化と経営効率の向上に取り組めます。
- 関町特養の改築工事を計画的に進めます。

4. 働きがいのある職場環境の改善を進め、上位役割を担える人材を育成します。

- 職員が各職層において、業績だけではなく業務改善、チームワーク、専門性向上等の役割を理解し、意欲的に働けるよう人事考課制度を適正に活用します。
- 一般職層が事業団での仕事への誇りを持ち、より高い職責への挑戦ができるよう、意識の醸成を図ります。
- 内外研修への計画的な参加を促進し、専門知識、実務スキルの向上を図ります。

デイサービスセンター

特別養護老人ホームに併設している富士見台、大泉、田柄それぞれのデイサービスセンターと、練馬区立の土支田、豊玉、高松、練馬、錦の8施設を運営しています。さらに、認知症対応型デイサービスセンターを富士見台、大泉2施設で運営しています。田柄では、令和8年度より新規事業として2単位目を開始します。



デイサービスセンターの令和8年度

令和8年4月より、法人が運営するデイサービスセンターの今後の成長に向けた第一歩として、田柄デイにおいて新規事業を開始します。

令和8年度末には、区立施設である豊玉デイが廃止予定です。また、合築予定の特養に併設されている富士見台デイについては、今後のあり方を検討する必要があります。

職員が一丸となり、新規事業、事業の段階的な廃止、あり方の検討、これらの重要な課題に取り組み、お客様から信頼を得られ続けるサービスの提供を目指します。

1. 一人ひとりに寄り添い、安心した暮らしを支える個別支援を充実させます。
 - 科学的介護情報システム(LIFE)によるフィードバック情報を活用し、科学的根拠に基づいた自立支援や機能訓練による重度化防止を実践します。
 - 各専門分野における委員会活動の充実と専門職間の繋がりを深め、多職種連携による質の高いサービスを提供します。
 - 2027年度介護報酬改定への準備を加速させ、新制度に即したサービスの質向上を図ります。
2. 地域共生社会の実現を目指し、共生型生活介護と地域活動の取組を強化します。
 - 大泉デイにおける共生型生活介護の継続と今後のあり方について検討します。
 - 地域交流を通じて事業所や職員自身が地域の一員であることを再確認し、意欲的に地域貢献に取り組みます。
 - 高齢者向けサービス施設が不足している地域での活動を一層充実させ、地域に潜在するニーズの把握・掘り起こしにつなげます。
3. 職員の働きがいと生産性向上を実現する職場づくりを進めます。
 - 法人理念および長期ビジョン「VISION2030」への理解を促進し、職員主体の業務改善を推進して生産性向上につなげます。
 - 職員配置基準の見直しと業務の標準化を推進し、人材戦略を強化します。
4. 事業縮小への備えと事業拡大による事業領域の安定確保を図ります。
 - 区立施設である豊玉デイの廃止に伴う事業縮小準備を進めます。
 - 合築が予定されている富士見台デイのあり方について検討を継続するとともに、段階的な廃止が予定されている区立デイの新たな可能性について探ります。
 - 田柄デイの新規事業を着実に安定化させ、持続可能な運営と経営を目指します。
 - 経費分析に取り組み、事業の最適化に向けて効果的な施策を実行します。

訪問介護事業所

訪問介護事業所は練馬区内で4事業所あります。地域の関係機関と連携を図りながら業務を行っています。

法人理念の下、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、お手伝いをさせていただきます。



訪問介護事業所の令和8年度

在宅高齢者の増加に伴い、訪問介護事業の需要は高まっています。しかし人材不足やサービス内容の変化による影響を受けて、厳しい事業運営が続く見込みです。

令和8年度はこれらの課題解決に向けて取り組み、在宅のお客様のニーズに応えられる体制整備を実現し、安定的なサービス提供と事業の充実を図ります。

1. お客様の在宅生活が安心・安全となるようサービスの質の向上を目指します。
 - 高齢者および障害者の虐待防止と身体拘束適正化を推進するため、委員会や勉強会での学習機会を充実させ、全職員がお客様の人権を守る取組を継続します。
 - 自然災害および感染症発生時における業務継続計画(BCP)に基づいた研修を実施します。また部門独自の訓練を事業所毎に実施し、全職員が有事に備えた行動を意識できるよう取り組みます。
 - 認知症ケア第Ⅲ期グランドデザインを課内で共有し、課内の事例検討会や各拠点の取組を継続して対応力の向上を目指します。
2. 訪問介護事業の専門性が高まるように職員育成に取り組みます。
 - 全職員が法令を遵守し、自信を持ってサービス提供ができるように、個別の年間研修計画および目標を設定し、必要な知識や技術の習得と能力向上に取り組みます。
 - 研修受講や資格取得を推奨するなど、職員のキャリアアップを支援します。
3. 安定的な経営が継続できるように取り組みます。
 - 各事業所の会議で月次データの把握と分析を行い、職員の経営意識を高めます。
 - 人材確保・定着のため、情報発信や採用活動の工夫、職場環境の整備を行います。
 - 事業の充実に向けた取組として、訪問日や時間、援助技術などお客様のニーズに対応できるよう事業体制を整備して、地域で更に選ばれる事業所を目指します。
4. 職員が働く意欲と喜びを持ち続けられるような取組を推進します。
 - 職員が各職層・職種間に求められる役割を十分に理解し、互いを尊重して風通しの良い関係を作り、やりがいを感じて働ける職場づくりに取り組みます。
 - 生産性向上の取組を推進し、業務の効率化や働きやすさの向上を目指します。
 - 訪問介護の仕事が初めての職員でも安心して働ける体制を継続します。

居宅介護支援事業所

練馬区内で7つの事業所を運営し、ケアプランの作成を通じて、地域の方々の暮らしの支援を行っています。

事業所では特定事業所として質の高いケアマネジメントを実施しており、関係機関との密接な連携をとりながら、地域福祉の向上を目指しています。



居宅介護支援事業所の令和8年度

複合的な課題を抱える高齢者の増加等により、重要性が増大する介護支援専門員としてその役割を自覚すると共に、地域共生社会の実現に向けて横断的、包括的に取り組みます。

お客様がその人らしく、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう相談援助職としての専門性を高め、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

1. お客様の人権と暮らしの安心・安全が守られるよう取り組みます。

- 自然災害および感染症発生時における「業務継続計画(BCP)」および「居宅版 BCP」に基づき訓練等を実施して、有事に備えて平常時から地域や関係機関と連携を図るよう努めます。
- 高齢者の医療ニーズの高まりや、独居高齢者、世帯の抱える課題の複雑化・複合化によりますます専門性が問われる中、介護支援専門員としての専門性を生かし、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

2. 安定的な事業運営を継続します。

- 特定事業所としての加算の維持、収入の確保に努めるとともに、職員の経営意識の醸成を図ります。
- 法人内他事業との連携を強化し、在宅のお客様を包括的に支援します。
- 令和8年3月に再開した高松居宅介護支援事業所の安定的な事業運営を目指します。

3. 職員が働く喜びと誇りを持ち、意欲的に働ける職場をつくります。

- 専門職としてのやりがいを持ち、働き続けることができるように、良好な職場環境を維持します。
- 課内および事業所内の連携やコミュニケーションを図り、協力体制を構築します。
- 業務の効率化に取り組み、業務負担軽減を目指します。

4. 質の高いケアマネジメントが実現できるよう職員の育成に取り組みます。

- 複合的な課題を抱える高齢者に寄り添ったケアマネジメントができるよう、専門的な研修や職場内研修(OJT)を活用して職員の育成に取り組みます。
- 介護支援専門員の仕事が初めての職員に対しては、年間の育成計画に沿って育成を進め、安心して働ける体制を継続します。

地域包括支援センター・生活支援員センター

練馬区から業務を受託し、地域包括支援センター（関町・高野台・練馬区役所・練馬・豊玉・光が丘・光が丘南・北町・田柄）9か所と、生活支援員センター（高野台・練馬・光が丘）3か所を運営しています。



地域包括支援センター・生活支援員センターの令和8年度

地域包括支援センター・生活支援員センターの安定した事業運営を図り、高齢者一人ひとりの健康状態、生活背景、尊厳などを大切にしながら、その人らしい暮らしを住み慣れた地域で継続できるよう、地域住民、医療、介護、関係機関などと連携し推進します。令和8年度は複合的な生活課題を抱える高齢者への支援を強化するとともに、地域資源を発掘・活用し、制度の狭間にある支援が必要な人に対し、切れ目のない包括的な支援に取り組みます。

1. 地域包括支援センターが安定的に運営できるよう、サービスの質の向上と体制強化に向けて取り組みます。
 - 高野台地域包括支援センター、北町地域包括支援センターの運営業務受託継続に向け、プロポーザルに取り組みます。
 - 各センター、各担当者が横断的に機能し、地域支援課全体で人材育成・定着に取り組みます。
2. 高齢者や地域住民等、多様な人々が支え合う地域を目指し、地域活動への参加の機会を促進し、連携の輪を広げます。
 - 高齢者、地域住民、はつらつセンターなどと連携し、元気高齢者が地域で活躍できる機会を創出します。
 - 災害等に備え、高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう地域とのつながりを強化します。
3. 複雑化・複合化する地域のニーズに対し、重層的な支援体制の構築・強化を図ります。
 - 認知症の人の声を聴き、地域に発信し、地域の中で相互に尊重して支え合いながら、高齢者が個性や能力を十分に発揮できる地域づくりを推進します。
 - 複合的な課題を抱える世帯からの相談に対し、関係機関および地域住民と協働、連携を図り、解決に向けて取り組みます。
 - 令和8年度より開始となるオンライン相談業務を確実にを行い、お客様のニーズをとらえて適切な支援につなぎます。
4. 高齢者世帯訪問支援業務の充実を図ります。
 - 複合的な課題を抱える世帯へのアセスメントを強化し、ケースワーカーや関係機関と連携して課題改善、解決に取り組みます。
 - ケースワーカーとの関係性を構築し、担当世帯への支援を通して、共に専門職として成長できるよう取り組みます。

はつらつセンター・敬老館・区民ホール

はつらつセンター光が丘の受託を開始した平成18年度以来、光が丘区民ホール、はつらつセンター大泉、はつらつセンター関および関区民ホールの他、大泉北、西大泉、三原台、3施設の敬老館を受託運営しています。

元気高齢者だけでなく様々な世代を対象に介護予防、趣味・生きがい活動や仲間づくりを推進し、地域とともに高齢者が「はつらつと暮らせる街づくり」の実現を目的としています。



はつらつセンター・敬老館・区民ホールの令和8年度

高齢者が生き生きと活動し、社会参加の機会を増やすことができるよう、様々な機関と連携して高齢者の活躍の場を充実させます。また、はつらつセンター光が丘のリニューアルに合わせて、元気なうちからも取り組める介護予防事業を拡充します。多様なニーズ、幅広い年齢層に向けた取組を展開し、これらの実践をはつらつセンター・敬老館の業務委託更新につなげます。

1. すべての高齢者がいきいきと安心して過ごすことができる地域づくりに取り組みます。
 - 高齢期それぞれのステージで有効な備えについて、地域包括支援センターなど様々な組織と連携して伝える機会を創出していきます。
 - 高齢者が必要な情報をスマートフォンなどの情報端末を使って収集できるよう、相談会や教室などの事業を拡充します。
 - はつらつセンターに所属する「コミュニティナース」「機能訓練指導員」が各施設へ出向き、身近な専門職として健康相談会や講座の支援などを行い、地域の方の健康寿命の延伸に貢献していきます。
2. 地域と共に様々な課題を抱える方々も一緒に過ごせる施設づくりに取り組みます。
 - 認知症の人が地域の中で心地よく過ごすため、バリアフリー化推進に取り組めます。
 - 「ねりま若者サポートステーション」等を利用する若者たちや社会参加を希望する方の活躍の場となるよう運営を行います。
 - 児童館や障害者施設など様々な方と交流できる取組を実施します。
3. 施設の役割を高め、地域に役立つ取組を行います。
 - ボランティアやシニア講師など、高齢者が活躍できる場を増やす取組を行います。
 - 地域の方に施設を知っていただく活動を増やし、地域のニーズに応える企画に取り組めます。
 - リニューアルするはつらつセンター光が丘を中心に介護予防事業の拡充を行い、元気なうちからの健康づくり・フレイル予防を地域と共に進めます。
4. 事業の継続と安定した運営を目指します。
 - プロポーザルに適切に対応し、はつらつセンター・敬老館・筋力向上トレーニング事業の業務委託継続を達成します。
 - 令和8年7月から本稼働する「新公共予約システム」や「キャッシュレス決済」が安定して利用できるよう対策を講じます。

練馬福祉人材育成・研修センター

福祉人材の確保、育成、定着の支援を目的として、練馬区内介護・障害福祉サービス事業者を対象に、人材確保事業（人材の発掘に向けた区民向け研修、仕事セミナー、就職相談会等）、人材育成事業（年間120以上の研修）、人材定着事業（健康相談・カウンセリングサービス等）の3つの事業を実施しています。



練馬福祉人材育成・研修センターの令和8年度

地域共生社会の実現に向け、各分野の専門研修や介護・障害福祉の共通課題を学ぶ研修を実施し、総合的な福祉人材の育成に取り組んできました。研修カリキュラムの充実に向けて、研修に対するニーズ把握および研修実施方法の検討を継続して行います。

また、受託後2年目になる「練馬区ケアマネジメント体制強化事業（主任介護支援専門員等向け研修）」の充実に取り組むほか、安定的な事業の継続に向け、研修センター職員の育成・定着支援に引き続き取り組みます。

1. 区内介護・障害福祉サービス事業所の人材確保を支援します。
 - 就業意欲を高めるために、区民を対象とする介護・福祉の基礎研修や「福祉現場のいま」を伝える仕事セミナーの内容の工夫に取り組みます。
 - 集客に向けた広報・周知を工夫し、参加者数の増加を目指します。
2. 区内介護・障害福祉サービス事業所向け研修を充実し、人材育成を支援します。
 - 研修に対するニーズ把握および研修実施方法の検討のために、区内事業者や練馬区との連携の充実を図ります。
 - 研修参加者を増やすための広報・周知に取り組みます。
 - 練馬区および関連団体と連携を図りながら、「練馬区ケアマネジメント体制強化事業」の研修の充実に取り組みます。
3. 区内介護・障害福祉サービス事業所の職員が、安心して働き続けることができるように相談支援体制づくりに取り組みます。
 - 24時間365日対応のメンタルヘルス相談窓口および外部相談員による仕事の悩み相談室の設置により、職員の定着支援を継続します。
4. 事業の安定と継続を支える研修センター職員の人材育成・定着に取り組めます。
 - 研修センター業務に必要なスキルの獲得に向けたサポートを行い、区内唯一の研修センターで働く誇りを持てる職員を育成します。

第2章 令和8年度取組事業

区分	施策の推進課題	取組項目	所管
1 の人権 取組 尊重 へ	1 人権の尊重	1 人権尊重に向けた職員教育	サ向
		2 虐待防止に向けた取組	サ向
		3 認知症の人への支援	サ向
	2 ハラスメントの防止	1 防止に向けた啓発活動	サ向
	3 障害者雇用の促進	1 法定雇用率の達成	総務
	4 個人情報の保護	1 情報セキュリティの確保	総務
		2 個人情報保護体制の徹底	総務
2 サー への 取組 品質 向上	1 品質の維持向上	1 理念、法人意思の理解の促進	サ向
		2 職員育成の機会の充実	サ向
		3 委員会活動の充実	サ向
		4 業務標準化と改善への取組	サ向
	2 安全で安心な サービスの提供	1 危機管理への取組	サ向
		2 感染症の対応	サ向
		3 お客様の安全に向けた取組	サ向
		4 震災時業務継続計画（BCP）の充実	総務
		5 コンプライアンスへの取組	総務
	3 サービス評価と 情報公開	1 外部による評価の取組	総務
		2 苦情処理の取組	サ向
		3 情報公開の充実	総務
3 域 連 携 お よ び 地 域 の 取 組	1 地域との連携	1 広報活動の充実	総務
		2 交流機会の充実	サ向
	2 地域への貢献	1 介護技術、施設スペース等の地域還元	サ向
4 効 率 的 な 経 営 と 事 業 基 盤 の 取 組	3 ボランティアの充実	1 ボランティアや実習生の育成と支援	サ向
	1 組織体制の最適化	1 ガバナンスの強化に向けた取組	総務
	2 企画経営機能の強化	1 中期計画および事業計画の適切な管理	総務
		2 情報の収集および分析の充実	経改
	3 的確な施設維持管理	1 大規模修繕計画の管理	総務
	4 経営基盤の強化および充実	1 収支目標の設定と分析	総務
		2 資産の活用	総務
		3 積立金の管理	総務
	5 定数管理および職員管理	1 定数管理	総務
		2 職員の管理	総務
	6 職員の意識改革	1 職員の意識改革	総務
		2 業務研究の奨励	サ向
5 育 成 へ の 取 組 お よ び	1 法人研修体制の充実	1 時代に即した研修項目の充実	サ向
		2 経営管理監督層の育成	経改
		3 実務能力の評価と育成	経改
		4 研修企画機能の強化	サ向
	2 法人自己啓発への取組	1 職員の自己啓発の奨励	サ向
	3 法人OJTの充実	1 OJTの充実	サ向
	4 法人人材確保の取組	1 法人人材確保の取組	経改
	5 福祉人材育成・研修 センターの運営	1 区内事業所の人材確保の支援	サ向
		2 区内事業所の人材育成の支援	サ向
		3 区内事業所職員の人材定着の支援	サ向
6 の 拡 大 お よ び 業 務 領 域 の 取 組	1 事業領域の充実	1 受託継続に向けた取組	経改
	2 事業領域の拡大	1 拡大に向けた取組	経改

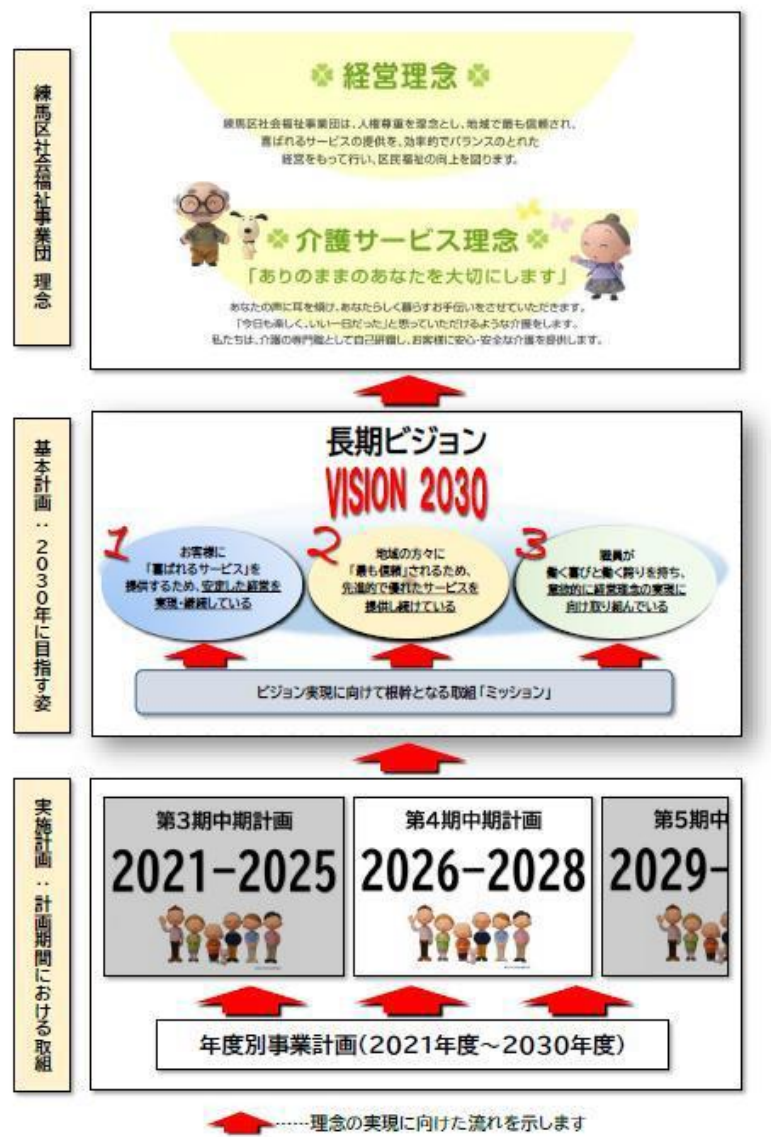
全25課題

全49項目

【第2章について】

第2章「取組事業」は中期計画内の取組事業と連動しています。各「取組項目」は3か年の計画として策定し、それぞれの年度にどのように取り組むかを実施計画として定めています。計画期間中のそれぞれの年度における達成／未達成等の結果については各年度の「事業報告書」に記載し、もって中期計画取組事業の進捗管理とします。

右図は各年度の事業計画の達成が中期計画の達成につながり、それが長期ビジョン、法人理念の実現に集約していく流れを示しています。



凡例

【法人】	本部(総務、経改、人改、サ向)、研修センターを含む全ての部門
【全事業所】	本部、研修センター以外の全ての部門
【本部】	総務課、経営改革担当課、人事制度改革担当課、サービス向上担当課
【総務】	総務課
【経改】	経営改革担当課
【人改】	人事制度改革担当課
【サ向】	サービス向上担当課
【特養】	特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム
【デイ】	デイサービスセンター(認知症対応型含)
【訪問】	訪問介護事業所
【居宅】	居宅介護支援事業所
【地域】	地域支援課各事業所(地域包括支援センター・生活支援員センター)
【はつ】	はつらつセンター・敬老館・区民ホール
【研セ】	練馬福祉人材育成・研修センター
【〇委】	「リ」スクマネジメント委員会、「ハラ」スメント委員会

【区分1】 人権尊重への取組

1 人権の尊重

111 人権尊重に向けた職員教育				
「人権尊重」の経営理念の下、経営方針を示し、研修やOJTの場を提供するなど、介護サービス理念の「ありのままのあなたを大切にします」を実践できる職員教育を行っています。お客様の基本的な人権を侵害することなく、お客様一人ひとりのニーズに応えるサービスの提供を行います。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	全部門が人権研修を開催、全職員受講	1回以上実施	法人	サ向
②	全職員が「お客様権利擁護の指針」を確認	1回以上実施	法人	
③	「お客様権利擁護の指針」に沿ったサービス提供	実施	全事業所	
④	「個別ケア指針」に沿ったケアマネジメント	実施	特養	

112 虐待防止に向けた取組				
「人権尊重」の経営理念の下、虐待防止指針に基づき必要な体制を整え、不適切な介護をなくすための取組を行っています。同指針に基づき人権意識高揚を継続して図り、高齢者などの虐待防止の取組を維持します。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	主任以上が「虐待防止研修」を受講	実施	全事業所	サ向
②	「虐待の芽チェックリスト」で自己点検	1回実施	全事業所	
③	リスマネ委員会が点検結果をフィードバック、取組促進	1回実施	リ委	
④	リスマネ委員会による身体拘束ゼロの確認	2回実施	特養、デイ、リ委	

113 認知症の人への支援				
これまでの第Ⅰ期と第Ⅱ期の事業団における認知症ケアの推進にかかる取組(グランドデザイン)で目標とした「認知症の人への支援ができる法人の体制構築」は達成しました。 第4期中期計画にあわせて、国や東京都、練馬区の認知症施策の流れに沿い、第Ⅲ期グランドデザインを策定しました。『認知症があってもなくても、そして認知症になってからも、「ありのままのあなたらしく」暮らす支援の実践』を目標に掲げ、共生社会の実現に向けて「認知症のある人・家族等の参画と社会参加の促進」「区民一人ひとりが安心安全に、希望をもって暮らすことができる地域づくりの推進」「認知症のある人・家族への適切な相談と支援の充実」「認知症ケアの充実」を基本方針とし、各部門が新たな取組を展開します。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	第Ⅲ期グランドデザインの職員への周知	新規	全事業所	サ向
②	各施設・事業の取組内容を個別計画化	新規	全事業所	
③	個別計画の実施	新規	全事業所	
④	法人の認知症ケア推進会議における進捗管理	新規	サ向	

2 ハラスメントの防止

121 防止に向けた啓発活動				
職員間のハラスメント防止に関する苦情解決委員会を定例開催し、相談窓口の相談実績の確認、対応内容の振り返りや課題抽出、ハラスメント防止の啓発活動のあり方などについて検討しています。また、令和6年度にはカスタマーハラスメントに対する法人の対応方針を明示し、対応フローの運用も開始しました。 ハラスメント防止の重要性を全職員に啓発し、職場のハラスメントを防止し、職員が安心して働くことができる労働環境を構築します。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	ハラスメント防止のポスターとリーフレットの更新・掲示	1回以上実施	法人、ハラ委	サ向
②	職員間のハラスメント防止に向けたアンケート調査	実施	法人、ハラ委	
③	全部門で調査結果を踏まえたハラスメント防止の取組	実施	法人	
④	ハラスメント防止研修を主任以上が受講	1回以上実施(～R10)	法人	
⑤	カスタマーハラスメントの対応方針とフローの見直し	—	サ向	

3 障害者雇用の促進

131 法定雇用率の達成				
令和7年7月の当法人の障害者雇用率は3.49%です。令和8年7月1日に障害者法定雇用率が2.7%に引き上げられますが、今後も障害者法定雇用率を維持します。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	特別支援学校との交流	実施	総務	総務
②	ホームページ等への求人情報の掲載	適宜実施	総務	
③	練馬区障害者就労支援センターとの連携	実施	総務	
④	各事業所の雇用状況の把握	実施	総務、特養、デイ、はつ	
⑤	就労者・就労希望者に応じた雇用形態の確保	実施	総務、特養、デイ、はつ	

4 個人情報の保護

141 情報セキュリティの確保				
ICTを活用した業務効率化の実践期間に入り、インターネットにつながる情報機器も増え、情報セキュリティ上のリスクも高まっています。そこで、ICTの活用を図りつつ、安全性に配慮したシステムの構築を図り、情報セキュリティ確保に取り組みます。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	IT委員会を通じて先行施設の状況を共有	2回以上実施	総務	総務
②	必要なセキュリティレベルおよび対応を標準化する	検討	総務	
③	改築後の関町特養を含めた導入準備の開始	—	総務	
④	他事業におけるICT活用の進め方について検討	検討	法人	

142 個人情報保護体制の徹底				
「練馬区社会福祉事業団個人情報の保護に関する規程」を定め運用しています。また、個人情報保護に関する研修や監査などを毎年実施しています。引き続き、個人情報保護に関する研修を実施し、全職員の意識を高めます。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	個人情報保護監査の実施	1回以上実施	総務	総務
②	個人情報業務登録簿等更新	1回以上実施	法人	
③	個人情報保護に関する研修の受講	1回以上実施	全事業所	
④	事業所間相互チェック	1回以上実施	全事業所	
⑤	「個人情報保護の徹底」の唱和	2回以上実施	法人	

【区分2】 サービス品質向上への取組

1 品質の維持向上

211 理念、法人意思の理解の促進				
経営理念と介護サービス理念については、新任研修での教育、朝礼での唱和、施設での掲示、印刷物・ホームページへの掲載などにより全職員への浸透を図っています。実践の場面では、定期的な評価を繰り返しつつ、常にお客様本位の介護サービスの提供に努めています。 引き続き、事業団の経営理念、経営方針、介護サービス理念を明示し、職員への周知を図っていきます。また、各指針・ルールは、時代に応じて更新します。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	理念の新任研修教育、朝礼唱和等による浸透	実施	法人	サ向
②	指針とルールの見直し・更新	検討	全事業所、サ向	
③	更新された指針とルールに基づくサービスの点検	－	全事業所、サ向	

212 職員育成の機会の充実				
接遇方針やサービスマナーチェックを、掲示などにより職員に周知し育成につなげています。法人による各種研修の実施に合わせて、全事業所における職員育成の取組の継続と強化が必要です。 また、「気づきと声かけ運動」を通じて、職員の感性が高まりました。今後も、チームワークの充実と強化に向けた継続的な職員育成の取組と工夫を行います。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	接遇方針等の周知、研修受講を通し接遇意識向上	実施	法人	サ向
②	全事業所職員がサービス向上のための活動充実	1回以上実施	全事業所	
③	「気づきと声かけ運動」を通し職員、チームの育成	実施	法人、リ委	

213 委員会活動の充実				
事業所内や事業所間での委員会や担当者会との連携で、委員会活動の充実度は向上していますが、各事業所ではお客様へのサービス提供を優先するため、委員会活動に要する時間や人員の確保が難しくなっています。第4期においては、お客様へのサービス提供と委員会活動の充実を両立させるため、委員会組織の合理化や活動の効率化に向けて取り組みます。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	委員会の構成メンバーや開催頻度の確認、見直し	1回見直し	法人	サ向
②	各委員会の目的や検討課題など内容の精査	1回実施	法人	
③	ICTを活用のもと委員会活動の効率化	適宜実施	法人	
④	実際のサービス場面への浸透度を確認	適宜実施	法人	
⑤	合理的かつ効率的な委員会活動であるかの検証	1回実施	法人	

214 業務の標準化と改善への取組				
様式やマニュアルなどの標準化は図られていますが、各事業所の規模や体制により独自の運用となっている項目があります。第3期は、業務マニュアルの更新や見直しを行い、より運用しやすい内容とし、業務の標準化に取り組みましたが、細かなところでの標準化の課題が残っています。 また、関町特養の改築工事期間中、お客様が大泉特養に一時的に転居されます。このリニューアルの機会を業務の標準化を進める好機とし、田柄特養と上石神井特養も合わせて4特養の業務標準化に向けて取り組みます。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	現マニュアルの点検	1回実施	法人	サ向
②	標準化できていない課題の抽出と整理	適宜実施	法人	
③	マニュアルの見直しと更新	適宜実施	法人	
④	業務の標準化に向けて検証	適宜実施	法人	
⑤	4特養共通マニュアルの更新	検討	特養	

2 安全で安心なサービスの提供

221 危機管理への取組

事故や感染症等の予防や発生時のリスク軽減のために指針やマニュアルを整備し、法人と各事業所のリスクマネジメント委員会(以下、「リスマネ委員会」)が連動して活動しています。また、有事の際には速やかに本部対策会議を設置し指揮をとるなど、長年に渡ってリスクマネジメントの体制を整えてきました。今後も、更なる充実を図ります。

令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	法人のリスクマネジメント委員会のあり方検討	検討	リ委	サ向
②	事故防止活動の意義を、年1回以上委員会から発信	1回以上実施	リ委	
③	現場の取組に役立つ事故分析方法の検討	1回以上検討	リ委	
④	事故予防の情報共有を徹底し再発防止	適宜実施	法人	
⑤	指針・マニュアルを見直し、最新のものに更新	適宜見直し・更新	法人	

222 感染症の対応

新型コロナウイルス対応の積み重ねを基本に、感染症対応のBCPを策定しています。平常時の対策、初動対応と感染拡大防止体制の確立などについての事業団の方針や対応のルール、共通の書式などを定めて、職員が安心して対応できる仕組みが構築されています。継続してお客様からの信頼につながる安全で安心なサービスを提供します。

令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	感染予防対策の周知と対応の徹底	実施	法人	サ向
②	感染者発生時の情報共有と法人ルールの徹底	実施	法人	
③	感染症BCPの見直しと更新、周知徹底	適宜見直し・更新	法人	

223 お客様の安全に向けた取組

災害発生時や感染症予防について、全事業所で訓練や研修を実施し有事に備えています。今後もより一層併設事業、法人本部との連携を強化し、速やかに行動し対応できるよう訓練や研修を実施します。

令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	火災、震災、風水害を想定した防災訓練	1回以上実施	法人	サ向
②	福祉避難所、帰宅困難者受入対応の訓練	1回以上実施	デイ	
③	建物単位での行方不明者対応訓練	1回以上実施	全事業所	
④	感染症および食中毒予防に関する演習・研修	1回以上実施	特養、デイ	
⑤	サービス向上担当課、看護担当者会でマニュアルの見直しと更新	適宜見直し・更新	サ向	

224 震災時業務継続計画(BCP)の充実

毎年、全事業所で震災時業務継続計画(以下震災時BCP)を更新し、計画に基づいた訓練を行っています。「震災時職員参集マニュアル」を策定し全職員に配布するとともに、訓練を通じて災害時のルールや仕組みの理解を図っています。令和7年度に安否確認にかかるクラウドサービスの利用を開始し、参集にかかるフローの見直しを開始しています。

令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	福祉避難所の運営等を震災時BCPに位置付け見直し・更新	見直し・更新	全事業所	総務
②	記載事項の変更に合わせ震災時BCPを更新	適宜実施	全事業所	
③	「震災時職員参集マニュアル」を活用した訓練	1回実施	全事業所	
④	震災時BCPに基づいた法人全体の訓練	1回以上実施	全事業所、総務	

225 コンプライアンスへの取組

行政の実地指導のほか、「事業団監査規程」による監事監査、特養や各課内の内部実地指導などの結果を監査部門のサービス向上担当課が集約し、リスクの統括管理を一元的に行っています。今後もこの取組を継続し、重要リスクを適切に管理します。

令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	全職員がコンプライアンス意識を自己点検	1回実施	全事業所	総務
②	内部監査や内部実地指導の計画的実施	実施	全事業所	

3 サービス評価と情報公開

231 外部による評価の取組				
外部によるサービスの評価については、「福祉サービス第三者評価事業」の受審を通し、現状のサービスを外部の専門家による客観的な評価によって、課題を発見し業務を見直していくことを目的として取り組んでいます。開催頻度や時期を特養、ケアハウス、デイサービスセンター、はつらつセンター各部門ごとに設定し、計画的に実施します。また、5特養ではケアサービスの質の維持向上のために、第三者評価に加えて外部専門家によるサービス点検を実施しています。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	選定委員会を設置して審査機関の選定	—	総務	総務
②	実施施設ごとに開催頻度と時期を設定	—	特養、デイ、はつ	
③	「福祉サービス第三者評価事業」を受審	適宜実施(～R10)	特養、デイ、はつ	
④	受審結果の公表と活用	適宜実施(～R10)	特養、デイ、はつ	
⑤	サービス点検の実施(年2回)	実施	特養	

232 苦情処理の取組				
「苦情はサービスの質的方向を教えてくれる宝物である」との考え方のもと、リスクマネジメント委員会を中心に統一的な苦情対応を行っています。いただいた苦情を法人全体でサービスの向上につなげる取組を行っていますが、報告件数が少なくなっていることが課題です。まずは過去事例の振り返りを通し、サービスの向上につなげる実践例を増やします。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	リスクマネジメント委員会から苦情の取組の意義を発信し、啓発	1回実施	リ委	サ向
②	お客様とご家族に苦情対応の取組意義を発信	1回実施	全事業所	
③	お客様の声を聴く取組の強化月間の設定	1回実施	全事業所、リ委	
④	第三者委員の訪問活動によるご意見聴取、評価	実施	特養、デイ、はつ	
⑤	取組事例をホームページで公開	1回実施	サ向	

233 情報公開の充実				
お客様の個人情報の開示請求に対しては「個人情報保護に関する規程」に沿って適切に対応しています。今後も情報公開制度の適正な運用を図り、制度理解や制度運用について、教育訓練を継続します。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	情報公開、自己情報開示等の請求に適切に対応	適宜実施(～R10)	全事業所	総務
②	情報公開制度運用の実態把握と研修の実施	1回以上実施	全事業所、研セ	
③	法人の財務情報、現況報告等の更新	適宜実施(～R10)	全事業所、研セ	

【区分3】 地域との連携および地域貢献への取組

1 地域との連携

311 広報活動の充実				
ホームページを通じた情報提供、事業所での法人情報の公開のほか、「事業所だより」「パンフレットの配布」など事業情報を提供しています。3年後に改築が終了する関町特養の開設に向けた、ホームページによる情報提供内容の見直しを図り、顧客および職員の確保に取り組めます。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	ページビュー数の把握と経営会議での報告	1回実施	総務	総務
②	IT委員会、経営会議での情報共有と理解促進	1回以上実施	総務	
③	本部会議、IT委員会での検討と業者選定、構築に向けた進捗管理	随時実施	全事業所、研セ	

312 交流機会の充実				
各事業において地域との連携機会の充実に取り組んでいます（ホームページでの情報発信、施設だよりの発行、地域団体や学校との交流、地域福祉ネットワークへの参加、災害時連携、施設会議室等の開放、介護学べるサロンの実施等）。 地域包括ケアシステムの基本的理念に基づき、地域住民、関係機関等との交流機会の充実に図り、地域課題の共有、各事業を通じた多様な取組を推進します。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	情報発信の機会の充実	適宜実施	デイ、地域	サ向
②	地域との交流事業の情報を併設事業所間で共有	実施	全事業所	
③	地域住民との連携の機会の確保	2回以上実施	地域	
④	全ての年代・多分野の関係機関との連携機会の確保	2回以上実施	全事業所	
⑤	ホームページや広報誌などの広報活動	月1回以上実施	全事業所	
⑥	避難拠点開設や地域防災訓練	1回以上実施	全事業所	

2 地域への貢献

321 介護技術、施設スペース等の地域還元				
介護技術については、区民向けの講座や介護学べるサロンの開催、小中学校での高齢者疑似体験や車いす体験などへ職員を派遣して地域に学びの場を提供しています。施設スペースについては、各施設において関係団体に会議室などを可能な範囲で開放しています。令和8年度からの第Ⅲ期「事業団における認知症施策の取り組み(グランドデザイン)」とも連動させて、第4期においても引き続き介護技術の伝達、施設スペースの開放等の地域還元に取り組めます。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	講座内容を検証し、区民向け講座の開催	1回実施	全事業所	サ向
②	内容を検証し、介護学べるサロンの開催	1回実施	デイ	
③	小中学校における体験学習へ職員派遣	1回実施	特養	
④	地域住民や地域団体を対象に施設スペースの開放を周知	1回実施	全事業所	

3 ボランティアの充実

331 ボランティアの育成と支援				
各施設・各事業所でボランティアや実習生の受け入れを行い、介護人材等の育成と活動の場の提供をしています。コロナ禍の影響で低迷したボランティア活動でしたが、新規ボランティアの獲得に力を注ぎ、施設とボランティアの相互ニーズがマッチした適切な活動の機会を提供します。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	ボランティアや実習生の担当者を配置	実施	全事業所	サ向
②	新規ボランティアの獲得	新規	全事業所	
③	活動計画(受け入れ計画)の策定	新規	全事業所	
④	年1回以上のボランティア懇談会等の開催	1回以上実施	全事業所	

【区分4】 効率的な経営と事業基盤の安定化への取組

1 組織体制の最適化

411 ガバナンスの強化に向けた取組				
令和7年10月から理事長を補佐する参与を配置し、ガバナンスの強化、本部機能の再構築に取り組んでいます。 参与は理事会・評議員会などの意思決定機関の運営を補助し、法人全体の統括、計画進行および財務状況の把握を行います。それにより本部事務局の組織運営を実施することで、安定した法人経営を目指します。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	法人全体の統括、計画の進行管理および財務状況の把握	週1回実施	総務	総務
②	経営管理の充実にに向けた業務執行役員会の運営	月1回実施	総務	
③	課題の共有と解決に向けた経営会議の運営	月1回実施	総務	
④	各種職制会議を把握、管理	1回実施	総務	

2 企画経営機能の強化

421 中期計画および事業計画の適切な管理				
第1期中期計画、第2期中期計画においては本部事務局が、第3期中期計画においては経営改革担当課が進行管理を担いました。第4期は事務局長を中心に各部門と協同で策定することとし、経営改革担当課と総務課がその進行管理を担います。それぞれ適切に管理を行い、各計画の達成を目指します。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	中期計画の進行管理	新規	法人、総務、経改	総務
②	事業計画の進行管理	適宜実施	法人、総務、経改	

422 情報の収集および分析の充実				
各事業における課題など内部情報については、各課ごとに把握のうえ重要なものは経営改革本部会議および業務執行役員会で共有・分析しています。また、関連法制度の改正情報や業界関連情報など外部の情報については随時収集・共有化し、法人経営に影響する外部環境の変化に備えています。第4期計画期間においても引き続き内部情報、外部環境等の情報収集・分析に努めます。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	業務執行役員会等で内部情報を共有化、検討	毎月検討	総務	経改
②	本部会議等で外部環境等の情報収集および分析	新規	経改	

3 的確な施設維持管理

431 大規模修繕計画の管理

法人が運営する特別養護老人ホームおよび都市型ケアハウスについて、的確な維持管理を行うための修繕計画の策定が必要です。その中で関町特養および富士見台特養について練馬区と協議した結果、両特養を併せた施設を令和8年4月から3年間をかけて関町特養の跡地で改築工事を実施することとなりました。

この工事について、練馬区とも十分に協議しながら、円滑な工事の計画管理を行うとともに、お客様の安全な生活が継続できるよう、必要な調整および支援を行います。

令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	2特養、都市型ケアハウス1施設の建物・設備修繕計画の策定	新規	総務	総務
②	関町特養改築工事の進捗管理	新規	総務、特養	
③	安全な転居を実施するための計画策定・実施	－	総務、特養	

4 経営基盤の強化および充実

441 収支目標の設定と分析

各事業で事業計画に沿った収入目標を設定し、収支予算書を作成しています。第4期においては、物価・人件費の上昇に適切に対応し、安定的な経営が継続できるように、適切な収支目標の設定と分析を行っていきます。

令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	実績に基づく事業計画の作成、収支目標の設定	実施	全事業所、総務、研セ	総務
②	総務課による人件費目標の設定	実施	総務	
③	各事業の課題の洗い出しと解決に向けた検討	適宜検討	全事業所、総務、研セ	
④	各事業における経営分析と結果の共有化	適宜実施	総務	

442 資産の活用

法人の積立資産については、債券および預金で管理をしています。必要な資金管理運用委員会を中心に、大規模改修、改築工事等における資金への充当等、その活用と適切な資産運用に引き続き取り組みます。

令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	運用できる金融商品の検討	適宜検討	総務	総務
②	資金運用規程の見直し	適宜検討	総務	
③	本部普通預金の運用の検討	適宜検討	総務	
④	適正な資金管理の継続	実施	総務	

443 積立金の管理

現在上石神井特養、橋戸の丘は毎年積み立てをしていますが、その他の施設については毎年の積み立てを行っていません。今後修繕が必要となる田柄特養と上石神井特養、大規模改修工事を終えた大泉特養も含め、各施設の修繕計画を策定し、そのための適切な積立金管理を行います。

令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	特養、橋戸の丘の修繕計画の策定	新規(～R10)	総務、特養	総務
②	特養、橋戸の丘の積立金計画の策定	新規(～R10)	総務、特養	
③	積立金を予算に反映、適正な管理	実施	総務	
④	必要に応じて計画の見直しの検討	適宜検討	総務	

5 定数管理および職員管理

451 定数管理

近年の社会情勢の変化に伴い、最低賃金が毎年大きく上がっています。これによる人件費上昇への対応が法人運営の課題となっています。各事業所の人員配置基準の根拠を明確にし、お客様へのサービス提供を効率的、且つ働きやすい環境下で行える職員数の管理や予算に基づいた人件費支出の執行が必要です。

令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	特養、デイ介護士等の業務の精査・検証	新規	総務、経改、特養、デイ	総務
②	特養、デイ介護士等の人員配置基準を明示	新規	総務	
③	新たな人員配置基準に沿った進捗管理	実施	総務、特養、デイ	

452 職員の管理

職員の能力や技術などを活かすため、希望に基づき積極的に職種変更を行い、キャリアアップにつなげています。今後も職員のやりがいにつながるような環境を整備し、職員が長く働ける労働環境に向けた改善や、良好なワークライフバランスの推進に取り組みます。

令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	職種にとらわれない人材の適材適所の配置	実施	総務	総務
②	職員表彰の実施と中小企業表彰の推薦	実施	総務	
③	ハラスメント委員会によるアンケートを通じた実態調査	実施	ハラ委	
④	有給休暇の取得推奨について周知	実施	総務	

6 職員の意識改革

461 職員の意識改革				
社会福祉法人の経営は年々厳しくなっています。組織を維持・継続させるためには、職員一人ひとりの意識改革が不可欠です。法人全体を意識し、経営的観点から担当業務や事業を考え、より地域福祉の向上に資するサービス提供を実現できるよう、職員の意識改革に向けて引き続き取り組みます。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	月次データ、経営情報を毎月発信	毎月実施	総務	総務
②	改善提案制度の運用	2回実施	法人	
③	「理事長との懇談会」の開催	5回実施	総務	

462 業務研究の奨励				
法人内外の報告会等で、各事業所での実践事例や研究成果を発表してきました。今後も、職場での業務研究を奨励し、日々の貴重な取組にスポットライトが当たる機会をつくります。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	事業、施設単位での事例報告・共有の機会を設定	実施	法人	サ向
②	区内の報告会や研修会での事例発表を奨励	実施	法人	
③	研究発表会や学会等への参加や研究成果の発表を奨励	実施	法人	

7 事務の効率化

471 事務のOA・電子化				
労働力不足が顕在化する中、クラウドサービスを中心とするICTを活用した業務のあり方を検討すべき状況となってきています。新しい情報基盤の整備とそれらを安定的に稼働させるための保守体制の構築について検討し、OA・電子化を更に進めます。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	IT委員会で電子化の推進に向け検討	2回以上検討	総務	総務
②	電子化対象と解決技術の洗い出し	実施	法人	
③	導入プロセスの策定と試行	実施	法人	

472 経営分析の充実				
毎月の経営会議で、月次データおよび施設データの報告と経営分析を行っています。また、決算期には各事業所、各事業における決算分析も継続して行っていますが、経営環境の変化により将来に向けた対応を考えるための分析やデータの活用が不可欠です。安定した経営のためには、月次決算と分析、課題の検討が特に重要となるため、引き続き充実化に向け取り組みます。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	月次データ・施設データの活用方法の検討・実施	検討・実施	総務	総務
②	経営分析力を向上させる研修	実施	総務	
③	経営分析に基づく課題解決に向けた取組	適宜実施	法人	

8 地球環境への配慮

481 環境配慮への取組				
「VISION2030」に基づき、法人をあげて無駄なランニングコストの削減と環境配慮に向けて取り組んでいます。今後も水道、電気、ガス、ガソリンなどの節減のほか、壁面緑化、設備や機器更新時のエコ使用製品への切り替え、エコライフチェック運動などの省エネ活動に取り組めます。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	指針を更新、職員へ周知	実施	全事業所	総務
②	各部門の削減目標を設定	実施	全事業所	
③	水光熱費の適正な支出	実施	全事業所	
④	ごみ減量および再利用に向けた取組	実施	法人	

【区分5】 人材確保および育成への取組

1 法人研修体制の充実

511 時代に即した研修項目の充実				
3年ごとに研修計画をリニューアルしています。リニューアルの際には、管理職、職種別の担当者会、外部研修機関等のアンケートやヒヤリングを行い、業務執行役員会を経て研修計画を立案しています。引き続き第4期でも法人の経営方針、共生型社会への対応などを改めて確認する内容とするとともに、外部環境の変化に即したリニューアルを行います。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	情報収集先を開拓し、時代に即した研修の情報収集	適宜実施	サ向、研セ	サ向
②	経営改革担当課と連携して、職層研修をリニューアル	－	サ向、研セ	
③	リニューアルのためのアンケートとヒヤリング	－	サ向、研セ	
④	3年ごとに研修をリニューアル	－	サ向、研セ	

512 経営管理監督層の育成				
法人の継続性を担保する次世代の経営管理監督層の育成が必要です。第3期計画期間においては職層別研修の充実化、人材育成委員会の活動等を通し取り組んできました。引き続き経営改革担当課と経営改革本部会議、人材育成委員会が中心となり、マネジメント層、ミドルマネジャー層の意識の向上に向けて取り組みます。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	育成のあり方を経営改革本部会議にて検討	新規	経改、人委	経改
②	人材育成委員会を活用し育成のあり方を検討	新規	経改、人委	
③	研修内容等について経営改革担当課、サービス向上担当課が検討	－	経改、サ向	

513 実務能力の評価と育成				
これまで法人は新規採用介護士の育成に向けて、スキルアップノートやプリセプター制度等を整備してきました。入職後に定期的にフォローアップする研修体制も整えており、実務能力の向上と定着率の向上に取り組んできました。引き続きこれらを活用し、実務能力の評価と育成につなげます。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	スキルアップノートに基づき新規採用介護士を育成	実施	特養、デイ	経改
②	プログラム、スキルアップノートの見直し・更新	1回以上見直し・更新	特養、デイ	
③	フォローアップ研修の開催	実施	サ向、特養、人委	

514 研修企画機能の強化				
第3期では人材育成のあり方の再構築を担う経営改革担当課の方針を踏まえ、外部向け研修の企画・実施部門である研修センターおよび法人職員の育成を担うサービス向上担当課の研修企画機能の強化に取り組みました。研修センターでは研修センターの仕事の特徴を明らかにし、部門独自の新任職員の育成のためのスキルチェック表を作成して運用しました。 第4期においても引き続き企画機能の強化のために、担当組織と担当職員の育成に取り組めます。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	研修企画担当組織の役割整理	－	サ向、研セ	サ向
②	研修企画担当職員が関連研修を受講	1回以上実施	サ向、研セ	

2 法人自己啓発への取組

521 職員の自己啓発の奨励				
自己啓発支援制度として、(1)産業能率大学通信講座受験支援コース、(2)資格取得支援コースを設置し、それぞれ受講費用の助成を行っています。年度によって活用実績にばらつきがありますが、申請が少ない年度には、研修センターから活用促進の発信をしています。計画期間中、(1)の通信講座メニューは定期的に見直しを行い、(2)は活用の案内を強化し、資格取得者の増加を目指します。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	リーフレットや研修ガイドで自己啓発を奨励	1回実施	サ向、研セ	サ向
②	講座メニューの要望を集約し、リニューアルに反映	—	サ向、研セ	
③	毎年度、対象者をリストアップし、資格取得を奨励	実施	特養、デイ、訪問	

3 法人OJTの充実

531 OJTの充実				
OJTを進めていくうえでは、各現場での取組にばらつきが出ないようにするため、平成29年度に「OJT推進のための指針」を策定し、事業団としてのOJTの定義のほか、具体的な実施方法や留意点について整理を行い、取組は定着しています。第4期計画期間中も本指針の運用状況を確認し、課題を整理します。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	全職員がOJT推進の指針に基づき職務遂行	実施	全事業所、サ向	サ向
②	OJT推進のPDCA実施	実施	全事業所、サ向	
③	OJTについて事業や職種単位での課題整理	実施	全事業所、サ向	
④	事業や職種単位での課題をサービス向上担当課と共有	実施	全事業所、サ向	
⑤	課題解決に向けた取組	実施	全事業所、サ向	

4 法人人材確保の取組

541 法人人材確保の取組				
介護人材、福祉人材の確保が困難な現状があり、特に新規卒卒者の採用は年々困難さを増しています。経営改革担当課が新規卒卒者の採用活動を担当してきましたが、中途採用の充実化に向けて人事制度改革担当課が新たな取組を開始します。今後具体的な取組内容と方法を明らかにし、人材確保を進めます。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	新規卒卒者の採用数の充足に向けた取組	適宜検討	総務、経改	経改
②	フォローアップ研修のブラッシュアップ	適宜検討	人委	
③	採用担当者の育成	新規	人改	
④	採用担当者が中途採用者の採用活動を担当	新規	人改	

5 福祉人材育成・研修センターの運営

551 区内事業所の人材確保の支援				
新たな介護・福祉人材の発掘に向けた区民向け研修および関係団体との共催による仕事セミナーや就職相談会等のイベントを開催しています。今後も集客に向けた各種広報・周知活動の工夫と、参加者と参加法人の満足度を高める企画に取り組めます。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	事業計画に沿った研修・イベントの開催	検討	研セ	サ向
②	各種広報・周知活動の工夫	実施	研セ	
③	企画内容を工夫し、参加者と参加法人の満足度向上	実施	研セ	

552 区内事業所の人材育成の支援

令和4年度より介護・障害両研修事業を統合した一体的な運営が開始され、高齢者福祉分野、障害福祉分野および地域共生社会の実現に向けた関連分野(子ども、教育、地域における孤独・孤立等)の研修を実施し、区全体の介護・福祉人材の育成を担っています。引き続き、研修内容の充実に取り組めます。

令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	練馬区および関連団体が開催する会議等への参加	実施	研セ	サ向
②	研修科目の充実化	検討	研セ	
③	各種広報・周知活動の工夫	実施	研セ	

553 区内事業所職員の人材定着の支援

人材の定着を目的に、24時間365日相談可能な窓口の設置とメンタルヘルス研修のほか、職員の仕事や職場環境および将来のキャリア設計等についての面談による相談支援を行っています。相談支援の活用に向けた周知の工夫に取り組めます。

令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	24時間365日の相談窓口の設置	実施	研セ	サ向
②	仕事の悩み相談室の設置と運営	実施	研セ	
③	相談窓口等活用促進の取組実施	実施	研セ	

【区分6】 事業領域の充実および拡大への取組

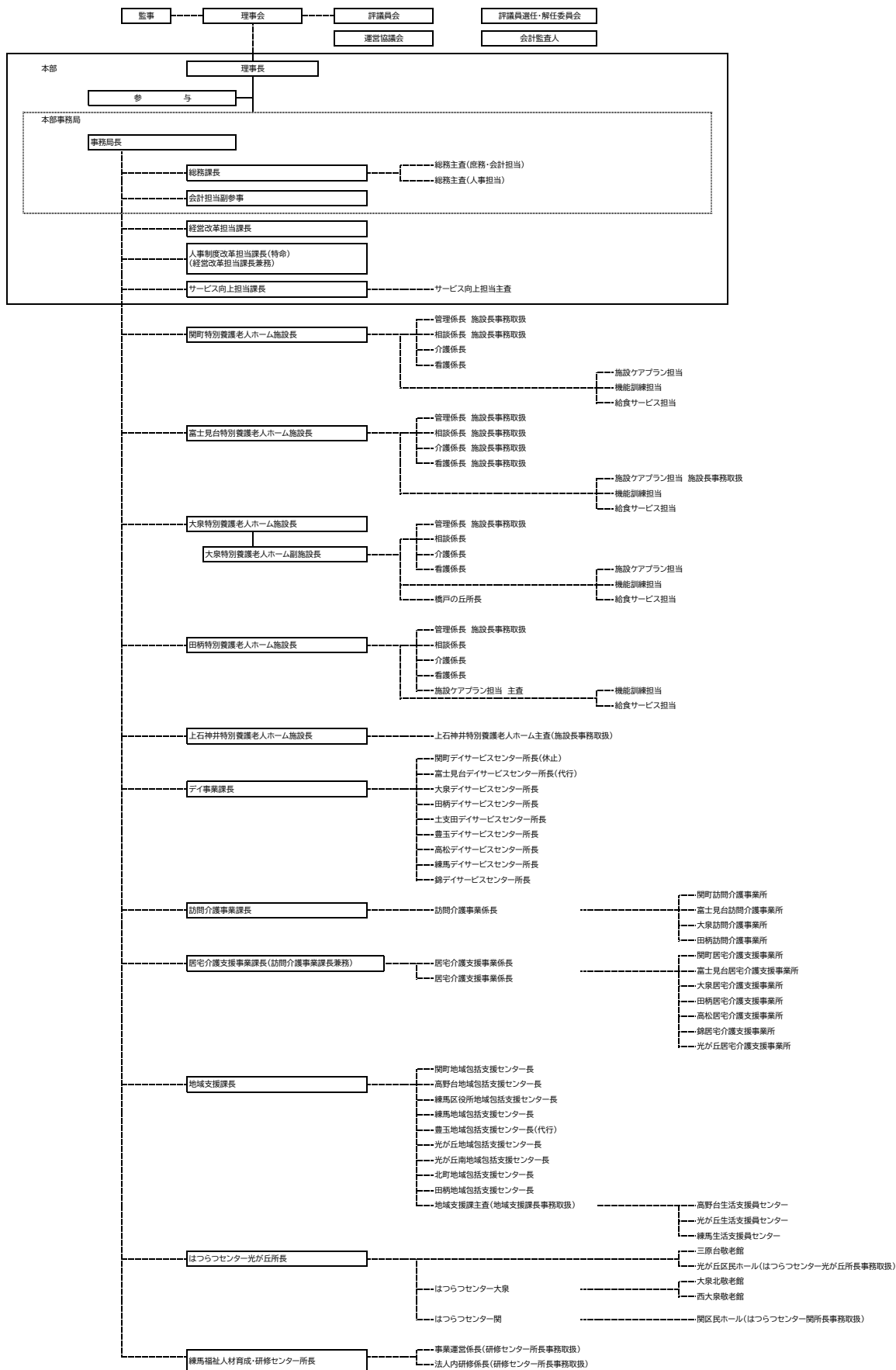
1 事業領域の充実

611 受託継続に向けた取組				
当法人は多数の練馬区事業を業務委託、指定管理者制度を通し受託運営しています。事業領域を維持するため、定期的に開催されるプロポーザルを通し、受託の継続に向けて取り組みます。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	はつらつセンタープロポーザルに対応	実施	総務、経改、はつ	経改
②	敬老館プロポーザルに対応	実施	総務、経改、はつ	
③	地域包括支援センターのプロポーザルに対応	実施	総務、経改、地域	
④	はつらつセンター光が丘リニューアル後の対応	新規	はつ	
⑤	地域包括支援センターの体制強化	新規	総務、地域	

2 事業領域の拡大

621 拡大に向けた取組				
第3期中期計画の計画期間中、私たちが運営を任されていた練馬中学校デイサービスセンター、東大泉敬老館、東大泉デイサービスセンター、光が丘デイサービスセンターが廃止となりました。区立デイサービスセンターを原則廃止とし、区立敬老館を順次機能転換していくという練馬区の方針により、私たちの事業領域は大きく影響を受けています。 法人の持続可能性と経営の安定性を向上させるためには、事業領域の拡大に向けた取組も重要となります。区民福祉の向上を果たし続けるため、新規事業の開始について検討します。				
令和8年度実施計画		達成目標	実施部門	所管
①	田柄デイサービスセンターにて2単位目を開始	新規	デイ	経改
②	居宅介護支援事業の拡大を検討	新規	居宅	
③	訪問介護事業の拡大を検討	新規	訪問	
④	新規委託事業について情報収集と分析	新規	経改	

資料編



(2)法人設立の趣旨・沿革

練馬区社会福祉事業団は、練馬区が設置する特別養護老人ホームなどの社会福祉施設を効率的かつ柔軟に運営することで区民の福祉を一層向上させることを目的に、平成4年10月1日に社会福祉事業法(平成12年に社会福祉法に改編)に基づき、練馬区が基本金 500 万円を出資し設立した社会福祉法人である。

平成4年度	10月に練馬区が基本金を出資し設立
平成5年度	区立関町特別養護老人ホーム、区立関町・土支田・豊玉デイサービスセンターの運営業務受託
平成6年度	区立富士見台特別養護老人ホーム、富士見台・高松デイサービスセンターの運営業務受託
平成8年度	区立関町在宅介護支援センター、区立東大泉・練馬デイサービスセンターの運営業務受託
平成9年度	区立錦デイサービスセンターの運営業務受託
平成11年度	区立大泉特別養護老人ホーム、区立大泉ケアハウス、区立大泉・練馬中学校デイサービスセンター、区立大泉・富士見台在宅介護支援センターの運営業務受託
平成12年度	区立田柄特別養護老人ホーム、区立田柄・光が丘デイサービスセンターを他法人から事業譲渡 在宅介護支援センター(土支田・豊玉・高松・東大泉・練馬・錦・田柄・光が丘)の運営業務受託 居宅介護支援事業所(関町・富士見台・大泉・田柄・石神井・光が丘・土支田・豊玉・高松・東大泉・練馬・錦)を開設 訪問介護事業所(関町、富士見台、大泉、田柄)を開設
平成15年度	区からの経営支援を受けない自立した経営体制を確立
平成18年度	区立4特別養護老人ホーム、区立12デイサービスセンター、区立大泉ケアハウスなど、区立施設の運営が業務委託から指定管理者制度へ移行 区立光が丘高齢者センターの指定管理者として管理を開始
平成19年度	地域包括支援センター支所(関町・富士見台・大泉・田柄・豊玉・高松・練馬・錦・光が丘)の運営業務受託
平成20年度	区立敬老館(東大泉・大泉北)の運営業務受託
平成21年度	総合福祉事務所併設地域包括支援センター支所の運営業務受託、練馬介護人材育成・研修センター事業開始

平成23年度	区立特別養護老人ホーム、併設区立デイサービスセンターが民営化され自主運営を開始 区立西大泉敬老館の運営業務受託 区立光が丘区民ホールの指定管理者として管理を開始
平成24年度	区立春日町敬老館の運営業務受託
平成25年度	上石神井特別養護老人ホーム開設
平成26年度	区立三原台敬老館の運営業務受託 都市型軽費老人ホーム「橋戸の丘」開設
平成27年度	光が丘地域包括支援センター運営業務受託
平成29年度	区立はつらつセンター大泉の指定管理者として管理を開始 富士見台特別養護老人ホーム併設在宅介護支援センターおよび錦デイサービスセンター併設在宅介護支援センターが、練馬高野台駅前集会所と北町地区区民館にそれぞれ移転し、高野台在宅介護支援センター、北町在宅介護支援センターとして開設
平成30年度	地域包括支援センター9か所および生活支援員センター3か所の運営業務受託
令和2年度	高松地域包括支援センターが移転し、光が丘南地域包括支援センターに名称変更 春日町敬老館廃止に伴い、運営業務受託が終了
令和3年度	旧区立特別養護老人ホーム建物無償譲受 区立大泉ケアハウスが民営化され自主運営を開始 区立関区民ホールおよび区立はつらつセンター関の指定管理者として管理を開始 練馬福祉人材育成・研修センターの運営業務受託 田柄特別養護老人ホームにて障害者短期入所事業を開始
令和4年度	大泉デイサービスセンターにて共生型生活介護事業を開始
令和5年度	大泉ケアハウス廃止に伴い、自主運営を終了 区立練馬中学校デイサービスセンター廃止に伴い、指定管理業務が終了
令和6年度	東大泉敬老館廃止に伴い、運営業務委託が終了 関町地域包括支援センターが関区民センター内に移転
令和7年度	区立光が丘デイサービスセンター廃止に伴い、指定管理業務が終了 区立東大泉デイサービスセンター廃止に伴い、指定管理業務が終了 関町特別養護老人ホームの改築工事に伴い、関町特別養護老人ホーム短期入所生活介護、関町デイサービスセンターが休止 関町特別養護老人ホームの改築工事に伴い、関町訪問介護事業所と関町居宅介護支援事業所が移転

(3) 本部・施設概要

●本部

総務課・経営改革担当課・人事制度改革担当課・サービス向上担当課				
所在地	練馬区光が丘6-4-1	電話	6758-0140	FAX 5383-7420
事業開始日	平成4年10月1日	※区立学校教育支援センター併設		

●特別養護老人ホーム(短期入所生活介護含む)

関町	所在地	練馬区関町南4-9-28	電話	3928-8115	FAX	5991-7040
	定員	特別養護老人ホーム70名	面積	〔敷地〕4,176㎡	(併設施設を含む)	
		短期入所生活介護10名(※4月1日から休止)	〔延床〕4,166㎡			
	開設日	平成5年6月1日	※4月5日から休止			
富士見台	所在地	練馬区富士見台1-22-4	電話	5241-6010	FAX	5241-1760
	定員	特別養護老人ホーム50名	面積	〔敷地〕3,001㎡	(併設施設を含む)	
		短期入所生活介護6名	〔延床〕3,021㎡			
	開設日	平成6年6月1日				
大泉	所在地	練馬区東大泉2-11-21	電話	5387-2201	FAX	5387-2144
	定員	特別養護老人ホーム170名	面積	〔敷地〕3,856㎡	(併設施設を含む)	
		短期入所生活介護15名	〔延床〕8,203㎡			
	開設日	平成11年4月1日				
田柄	所在地	練馬区田柄4-12-10	電話	3825-1551	FAX	3825-1710
	定員	特別養護老人ホーム100名	面積	〔敷地〕3,972㎡	(併設施設を含む)	
		短期入所生活介護8名	〔延床〕4,974㎡			
	開設日	平成元年4月1日	障害者短期入所事業1名(空床型)			
上石神井	所在地	練馬区上石神井2-17-23	電話	5903-3051	FAX	5903-3052
	定員	特別養護老人ホーム30名	面積	〔敷地〕2,000㎡		
		短期入所生活介護6名	〔延床〕1,686㎡			
	開設日	平成25年5月1日				

●軽費老人ホーム

橋戸の丘	所在地	練馬区大泉町2-9-37	電話	5947-6621	FAX	3978-3711
	定員	20名	面積	〔敷地〕713㎡		
	事業開始日	平成26年12月1日		〔延床〕696㎡		

●デイサービスセンター

関町	所在地	練馬区関町南4-9-28	電話	3928-8115	FAX	5991-7040
	定員	40名				
	開設日	平成5年6月1日			※関町特別養護老人ホーム併設、4月1日から休止	
富士見台	所在地	練馬区富士見台1-22-4	電話	5241-6010	FAX	5241-1760
	定員	一般40名 認知症対応型12名				
	開設日	平成6年6月1日			※富士見台特別養護老人ホーム併設	
大泉	所在地	練馬区東大泉2-11-21	電話	5387-2201	FAX	5387-2144
	定員	一般、共生型生活介護と合わせて40名 認知症対応型12名				
	開設日	平成11年5月1日			※大泉特別養護老人ホーム併設	
田柄	所在地	練馬区田柄4-12-10	電話	3825-2591	FAX	3825-1710
	定員	一単位目40名 二単位目24名				
	開設日	平成元年6月1日			※田柄特別養護老人ホーム併設	
土支田	所在地	練馬区土支田2-40-18	電話	5387-6760	FAX	5387-7101
	定員	35名				
	開設日	平成5年6月1日				
豊玉	所在地	練馬区豊玉南3-9-13	電話	3993-1341	FAX	3993-1440
	定員	35名				
	開設日	平成6年1月17日				
高松	所在地	練馬区高松6-3-24	電話	3995-5107	FAX	3995-4825
	定員	35名				
	開設日	平成6年6月1日				
練馬	所在地	練馬区練馬2-24-3	電話	5984-1701	FAX	5984-1702
	定員	35名				
	開設日	平成8月10月1日				
錦	所在地	練馬区錦2-6-14	電話	3937-5031	FAX	3937-5033
	定員	35名				
	開設日	平成10年3月1日				

●訪問介護事業所

関町	所在地	練馬区関町北1-7-10 1階	電話	3928-5225	FAX	3928-7126
	事業開始日	平成12年4月1日				
富士見台	所在地	練馬区富士見台1-22-4	電話	5848-5801	FAX	3990-2770
	事業開始日	平成12年12月1日				※富士見台特別養護老人ホーム併設
大泉	所在地	練馬区東大泉2-11-21	電話	5905-5332	FAX	5387-2792
	事業開始日	平成12年4月1日				※大泉特別養護老人ホーム併設
田柄	所在地	練馬区田柄4-12-10	電話	3825-0025	FAX	5971-2202
	事業開始日	平成12年4月1日				※田柄特別養護老人ホーム併設

●居宅介護支援事業所

関町	所在地	練馬区関町北1-7-10 1階	電話	3928-5373	FAX	3928-7126
	事業開始日	平成12年4月1日				
富士見台	所在地	練馬区富士見台1-22-4	電話	5848-5811	FAX	3990-2770
	事業開始日	平成12年4月1日				※富士見台特別養護老人ホーム併設
大泉	所在地	練馬区東大泉2-11-21	電話	5387-2791	FAX	5387-2792
	事業開始日	平成12年4月1日				※大泉特別養護老人ホーム併設
田柄	所在地	練馬区田柄4-12-10	電話	3825-0085	FAX	3825-1550
	事業開始日	平成12年4月1日				※田柄特別養護老人ホーム併設
高松	所在地	練馬区高松6-3-24	電話	6913-2061	FAX	3995-4825
	事業開始日	平成12年4月1日				※高松デイサービスセンター併設
錦	所在地	練馬区錦2-6-14	電話	6906-5633	FAX	3937-5033
	事業開始日	平成12年4月1日				※錦デイサービスセンター併設
光が丘	所在地	練馬区光が丘2-9-6 光が丘区民センター3階	電話	5968-4081	FAX	5968-4085
	事業開始日	平成12年4月1日				※はつらつセンター光が丘併設

●地域包括支援センター / ●生活支援員センター

関町	関町地域包括支援センター		
	所在地	練馬区関町北1-7-2 関区民センター1階	電話 3928-5222 FAX 3928-8411
	事業開始日	平成8年5月1日	
高野台	高野台地域包括支援センター		
	所在地	練馬区高野台1-7-29	電話 5372-6300 FAX 3997-6211
	事業開始日	平成12年4月1日	
田柄	高野台生活支援員センター		
	事業開始日	平成30年4月1日	
	田柄地域包括支援センター		
豊玉	所在地	練馬区田柄4-12-10	電話 3825-2590 FAX 5971-2201
	事業開始日	平成7年5月1日	※田柄特別養護老人ホーム併設
	豊玉地域包括支援センター		
光が丘南	所在地	練馬区豊玉南3-9-13 2階	電話 3993-1450 FAX 5946-9181
	事業開始日	平成12年4月1日	※豊玉デイサービスセンター併設
	光が丘南地域包括支援センター		
練馬	所在地	練馬区光が丘3-3-1-103	電話 6904-0312 FAX 6904-2902
	事業開始日	平成12年4月1日	※コーシャハイム光が丘第一1号棟内
	練馬地域包括支援センター		
北町	所在地	練馬区練馬2-24-3	電話 5984-1706 FAX 5984-1703
	事業開始日	平成12年4月1日	※練馬デイサービスセンター併設
	北町地域包括支援センター		
光が丘	所在地	練馬区北町2-26-1	電話 3937-5577 FAX 6906-6877
	事業開始日	平成12年4月1日	※北町地区区民館内
	光が丘地域包括支援センター		
練馬区役所	所在地	練馬区光が丘2-9-6 光が丘区民センター2階	電話 5968-4035 FAX 3930-1122
	事業開始日	平成12年4月1日	
	光が丘生活支援員センター		
練馬区役所	事業開始日	平成30年4月1日	
	練馬区役所地域包括支援センター		
	所在地	練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所東庁舎5階	電話 5946-2544 FAX 5946-2644
	事業開始日	平成21年4月1日	
練馬区役所	練馬生活支援員センター		
	事業開始日	平成30年4月1日	

●はつらつセンター

大泉	所在地	練馬区大泉学園町1-34-20	電話	3867-3180	FAX	3867-3181
	事業開始日	平成29年4月20日				
光が丘	所在地	練馬区光が丘2-9-6 光が丘区民センター3階	電話	5997-7717	FAX	5997-2130
	事業開始日	平成18年4月1日				
関	所在地	練馬区関町北1-7-2 関区民センター2階	電話	3928-1987	FAX	3928-1800
	事業開始日	令和3年4月1日				

●敬老館

大泉北	所在地	練馬区大泉学園町4-21-1	電話	3925-7105	FAX	3925-7105
	事業開始日	平成20年4月1日				
西大泉	所在地	練馬区西大泉3-21-16	電話	3924-9545	FAX	3924-9545
	事業開始日	平成23年4月1日				
三原台	所在地	練馬区三原台2-11-29	電話	3924-8834	FAX	3924-8834
	事業開始日	平成26年4月1日				

●区民ホール

光が丘	所在地	練馬区光が丘2-9-6 光が丘区民センター3階	電話	5997-7712	FAX	5997-9702
	事業開始日	平成23年4月1日		※はつらつセンター光が丘併設		
関	所在地	練馬区関町北1-7-2 関区民センター2階	電話	3928-1987	FAX	3928-1800
	事業開始日	令和3年4月1日		※はつらつセンター関併設		

●研修センター

練馬福祉人材育成・研修センター						
	所在地	練馬区光が丘6-4-1	電話	6758-0145	FAX	5383-7421
	事業開始日	平成21年7月1日		※区立学校教育支援センター併設		

令和8年(2026年)3月
練馬区社会福祉事業団 本部

〒179-0072
東京都練馬区光が丘6-4-1
TEL 03-6758-0140
